

国民健康保険加入の 70歳から74歳の人の医療 機関での窓口負担について

平成26年4月から、70歳から74歳の国民健康保険の被保険者(3割負担の被保険者を除く)が医療機関などで支払う窓口負担は、次のようになります。

- 昭和19年4月1日以前に生まれた人は、引き続き「1割」負担に据え置かれることになりました。対象者には、「2割(特例措置により1割)」と印字された高齢受給者証を3月中に郵送します。
- 昭和19年4月2日以降に生まれた人は、70歳の誕生日の翌月(1日が誕生日の人はその月)から「2割」負担になります。高齢受給者証を誕生月(1日が誕生日の人は前月)中に郵送します。

問 市役所1階保険医療課
(8番窓口)

TEL25-5025、FAX25-5021

(保険医療課)

国民健康保険被保険者証の有 効期限が3月31日で切れます

《4月以降に使用していただく
国民健康保険被保険者証を3月
末までに世帯主に郵送します》

- 世帯の国民健康保険加入者全員分を同封して送付します。
- 新しい被保険者証の有効期限は、通常2年(平成28年3月31日まで)となります。保険料に滞納がある場合は、有効期限が短くなる場合があります。

《取り扱い上の注意》

- 被保険者証が届いたら、記載内容に誤りがないか確認していただき、紛失されないよう大切に保管してください。
- 被保険者証は、台紙に貼り付けて送付しますので、台紙からはがして使用してください。
- 被保険者証の色は、現在お持

ちの被保険者証と同色です
ので、注意してください。

- 被保険者証裏面には、「臓器提供意思表示欄」を設けています。臓器提供の意思を表示する人は記入してください。

《現在お持ちの国民健康保険被 保険者証について》

- 現在お持ちの被保険者証は3月31日で期限切れとなり、使用できなくなります。期限切れの被保険者証は、細かく

切りきざんで捨てていただく
か、市役所1階保険医療課(8
番窓口)へ返却してください。
○「限度額適用認定証」・「標準
負担額減額認定証」は、現在
お持ちのものを引き続き使用
してください。

問 保険医療課

TEL25-5025、FAX25-5021

(保険医療課)

成人風しん予防接種はお済みですか

風しんの免疫を持たない女性が、妊娠中に感染すると、生まれてくる子どもに難聴や心疾患、白内障などの障害が起こる「先天性風しん症候群」を発症する恐れがあります。

生まれてくる子どもの「先天性風しん症候群」を予防するため予防接種を受けましょう。

予防接種を受けた人に費用の助成を行っています。

対 象

(1)接種日に満19歳以上の妊娠を希望する女性で、次のすべてに該当する人

- ①風しんワクチンまたは風しんワクチンを含む混合ワクチンを接種したことがない、または1回しか接種していない人
- ②風しんにかかったことがない人
- ③現在は妊娠していない人

(2)妊娠している女性の配偶者で、接種日に満19歳以上の男性
※いずれも、亀岡市に住民登録のある人が対象です。

対象接種期間 平成25年6月1日(土)から平成26年3月31日(月)まで

助成回数 1人につき1回

助成額 麻しん風しん混合ワクチン(MR)を接種した場合…6,400円(上限)

自己負担額が助成額を下回る場合は、自己負担額を助成します。なお、風しん単独ワクチンを接種の場合は、4,000円(上限)とします。

生活保護世帯、市民税非課税世帯の人は全額助成(上限あり)します。別途申請が必要です。

申請方法 医療機関で、接種費用全額を支払っていただき、接種後、4月4日(金)までに、市保健センター窓口で費用助成の申請をしてください。

申請に必要なもの

- ①申請書(保健センター窓口でお渡しします。また、市ホームページからダウンロードできます。)
- ②印鑑
- ③領収書(ワクチン名、日付、接種費用、氏名の記載があるもの)
- ④本人確認のできるもの(健康保険証、運転免許証など)
- ⑤申請者名義の金融機関振込先が分かるもの(通帳など)
- ⑥母子健康手帳(接種された人が男性の場合のみ)

接種についての注意事項

妊娠している場合、もしくは妊娠している可能性がある場合は、接種できません。また、接種後は2カ月間避妊が必要です。医療機関で説明を受けて接種しましょう。

平成2年4月2日以降に生まれた人は、高校3年生に相当する年齢で麻しん風しん混合ワクチン(MR)の2回目の接種機会があり、接種された人は今回対象ではありません。母子健康手帳などで確認してください。

問 健康増進課 TEL25-5004、FAX25-5128

(健康増進課)

「かめまるナンバープレート」で安全運転と亀岡の地域振興を!